

イギリスにおける消費者協同組合の組織と事業規制

高橋 岩 和

目 次

はじめに

第一章 イギリス産業組合法の目的と性格

 第一節 産業組合の目的と登記

 第二節 産業組合の種類と現状

第二章 イギリスにおける消費者協同組合の現状と法的課題

 第一節 序 説

 第二節 組織、運営

 第三節 事業

 第四節 行政、政治―協同組合と政党の関係

おわりに

はじめに

日本の消費生活協同組合―その根拠法は一九四八年の消費生活協同組合法である―は、組合員数、事業高および事業活動の多様化などからみて、これまで著しい発展を遂げてきた。その発展は、とりわけ一九七〇年代以降の、地域

の消費者により組織され、おもに供給事業をおこなう地域購買生協により担われたものである。今日では、消費者の相互扶助組織（独禁法二四条参照）として消費者運動の中核的組織ともなり、国民経済の必要欠くべからざる構成要素―流通機構における経済主体―としての地位を確立しているといえることができよう。

消費生活協同組合法は、消費生活協同組合の組織および事業について定めるが、このうち事業について定めるところは、消費生活協同組合の自由な事業活動をかなりの程度において制約するものである。組合事業の第三者利用（買外利用）の禁止、事業区域規制、事業の種類制限などが事業規制の主なものであるが、これらの定めは法定時ににおける中小小売商との商業摩擦を回避させようとする国の流通政策に基づくものである。今日、事業者の経済活動の自由と自己責任を基本とする政府規制、とりわけ経済規制の緩和・撤廃が進められつつあり、これは流通分野についても例外ではない。内外価格差の解消、外国事業者の日本市場参入の促進といった観点からすると、国の流通政策の変更は緊急度の高いものといえる。この流通政策の変更は、消費生活協同組合の事業活動に対する規制の緩和・撤廃も視野に入れたものであることが必要である。公正かつ自由な競争のおこなわれる市場経済の建設にとって「消費者の相互扶助組織」のはたす役割を重視することが、健全で民主的な国民経済の発達の促進（独禁法一条参照）にとって不可欠だからである。

本稿は、以上のような視点のもとで、日本の消費生活協同組合の事業に対する規制の緩和・撤廃を考えていくに際して参考とする目的で、イギリスの消費者協同組合の組織と事業規制についての現状を述べようとするものである。イギリスにおいて相互扶助を目的とした組織にかかわる法制が成立するのは一八五二年である。これ以前には一八三四年と一八四六年に成立した友愛組合法（Friendly Societies Act）があって、食料、衣類およびその他必需品を購入するために組合員の貯蓄を投資にまわしたり、子弟の教育を行ったりすることを目的として設立される友愛組合を取

引組合 (trading societies) として登記することが認められていた。しかし、組合はその組合員としか取引できないとか、土地を保有しえない、受託者を通じてのみしか財産を保有しえないなどの制約があり、これらの制約から、協同組合 (co-operative societies) には別の立法により法的枠組みを与えることが必要であることが認識されるようになった。そこで成立したのが一九五二年の「産業組合法」(Industrial and Provident Societies Act) である。同法は、組合は「いかなる労働、貿易もしくは手工業を営むために設立することができる。但し、英国外における鉱山、鉱物、採石にかかわる事業および英国内外を問わず金融業を営むことはできない」と事業範囲を定め、組合員の出資額を一〇〇ポンドまで認めるものであった。しかしながら、同法は組合員の有限責任も組合の法人格も認めるものではなかった。

一八六二年の同法改正で、(1) 法人格の付与、(2) 有限責任原則の採用、(3) 事業範囲の拡大、(4) 出資金額の一〇〇ポンドから二〇〇ポンドへの引き上げと配当限度の法定五パーセントから定款記載事項への移行立、(5) 組合員たる地位の譲渡自由などが定められた。(3) については、一八五二年法において「いかなる取引、労働もしくは手工業」とあったところに「卸業であろうと小売り業であろうと」が加えられて拡大された。しかし組合は鉱山業については英国内外にかかわらず行いえないものとされて、一八五二年法より限定が加えられた。以上の特権的地位に伴って産業組合には、(1) 登録された事務所の保有、(2) 組合定款のそれを必要とする者への提供、(3) 組合員による帳簿類の閲覧の許可および資金提供者への同閲覧の許可、(4) 登録官 (Registrar) にたいする年ごとの報酬の支払いといった義務が課せられることとなった。その後の改正法は、鉱山業への制限をはずし、他組合への資本参加を認め、組合の不動産取得とその売却とを許した。また産業組合は友愛組合法に、登録官の任命と義務に関する規定を除いて従うことは必要なくなり、組合に銀行業務を行うことも認められて、組合員による一〇ポンドを超えない少額の預金受入れが可能とされ

た。このために払い戻し禁止の出資資本制を採用することが認められた。

一九六五年産業組合法は、一八九七年から一九六五年までの諸立法を一つの法律に統合したものであるが、それ以前の法律を基本的に踏襲している。またその後においても同法に大きな修正は加えられていない。一九九〇年代に現行制度に大きな影響を与える可能性のあるのは、協同組合 (co-operatives) と社会経済 (the social economy) を担当する二三総局 (DG XXIII) を設置した欧州共同体 (EC) による、欧州規模で事業を行う組合に法的基礎を与える欧州協同組合法 (European Co-operative Statute) の提案である。加盟国の組合法制の均等化をはかるための EC 指令を出すという兆候はまだないが、欧州会社法提案が過去二〇年間においてイギリス会社法に与えた影響を考えるならば、その影響力には大きなものがある。

以下、産業組合法の目的と性格、消費者協同組合の事業、組織と運営の現状という順序で述べていくことにしよう。なお本稿は、日本生協連法・制度問題研究会『欧州の協同組合法制度に関する調査報告書』(一九九五年 日本生活協同組合連合会) における拙稿「イギリス産業組合法の現在—消費者協同組合の事業と組織を中心として—」を基とし、その後の知見を踏まえて、全体の構成を見直し、必要な加筆をおこなったものである。

第一章 イギリス産業組合法の目的と性格

第一節 産業組合の目的と登記

(一) 序説

産業組合 (Industrial and Provident Societies) は、法的に定義すると「一切の産業、事業もしくは取引を行うこと

を目的とする」組合 (a society "for carrying on any industry, business or trade") であつて (産業組合法一条一項)、(1) 善意協同組合 (a bona fide co-operative societies) であるか、もしくは、(2) その事業を共同社会の利益のために行つ、もしくは行おうとしている組合 (a community benefit societies 「利益共同組合」) となるものである (産業組合法一条二項⁽¹⁾)。これらの組合は、それぞれの組合たることの要件 (善意協同組合および利益共同組合であることの要件) を充たし、さらに(a)組合員が七名を下らず (もしくは、二以上の組合により設立されるものあること)、(b)法の定める事項を全て記載した定款を有し、かつ(c)組合の名称が望ましからざるものでない場合に、友愛組合登記所において登記することができるとされている⁽²⁾。登記により組合は、有限責任の法人となり、それにより組合は、自己の名前で活動を行い、最終的には訴訟当事者となつたり、土地を保有することもできるのである。なお、Industrial and Provident Societies (直訳すれば、産業・節約組合) という用語は、その起源からいうと、組合員の相互努力により利益をあげるものであるという意味で「産業的 (industrial)」であり、また将来への備えとして利益を分配するという意味で「将来に備えて節約する (provident)」ということを示すために用いられたものであると言われている⁽³⁾。

(二) 善意協同組合 (a bona fide co-operative societies)

組合は、一般に認められている協同組合原則に基づくものであることを定款で明らかにしている場合には、善意協同組合として登記できる。ここでいう「一般に認められている協同組合原則」とは、法律上の定義はないが、国際協同組合同盟 (ICA, International Co-operative Alliance) の一九六七年の「協同組合原則に関するICA委員会報告書」で述べられている原則であつて、次の諸原則である⁽⁴⁾。

(1) 組合参加自由の原則 (Open membership) この原則は、協同組合の組合員であるということとは自発的な意思によるものでなければならぬこと、また組合員の権利と利益について人為的な制限を加えたり、社会的、政治的、人

種のもしくは宗教的な理由からする差別を行うものであってはならないものである。ただし、クラブの会員である場合における施設の規模に起因する制約や、自己建設住宅組合の組合員の場合における特定の場所に建てられた家屋の数に起因する制約などは、組合員の権利と利益を制限する根拠として許容される。

(2) 民主的運営の原則 (Democratic control) この原則は、組合を運営する権能は組合員に等しく与えられ、組合の財政上の必要性によるものであってはならないというものであって、一般的に言えば「一人一票 (one member, one vote)」の原則が守られなければならないということである。

(3) 利子支払制限の原則 (Limited interest on capital) これは、出資金 (share capital) および借入金 (loan capital) に対して支払いうる利子は、組合の目的を遂行するのに必要な資本を獲得し、かつ保有するということのために必要とされる利子率を超えることはできないという原則である。この利子率は、さまざまな条件により変わりうるものであるが、産業組合法一条三項は、組合もしくはその他の者への出資金、貸付金に対する利子、配当 (dividends) もしくは割戻し金 (bonuses) の支払いのために利益をあげることが主たる (mainly) 目的として事業を行う組合は、善意の協同組合とはみなさないと一定の制限を設けている。

(4) 剰余金払い戻し原則 (Surplus distribution) これは、組合の事業から生じた利益は組合員に帰属するものであるから、出資金に対する利子を支払った後になお残る場合には、組合の事業への参加の程度に応じて組合員間で分配することができるという原則である。この利益は組合員の決定により、将来の事業や共通のサービスのために留保することもできる。実際には、小売組合の場合は利益を組合員間で配当や割戻しとして分配できるが、社交クラブ (social club) などの場合には、これを通常はできないので、利用料金を安くしたり、快適さを増進するための投資にまわすなどの方法によることが考えられる。

(5) 教育充実の原則 (Education) これは、協同組合は組合員、役員、従業員および一般公衆のために、協同組合の経済的側面と民主的側面の両面に亘る諸原則についての教育をおこなう準備をするものでなければならぬという原則である。

(6) 協同組合間協同の原則 (Co-operation among co-operatives) これは、協同組合は他の協同組合と地域的、国内的および国際的レベルであらゆる機会をとらえて積極的に協同すべきであるという原則である。

以上の「一般に認められている協同組合原則」のうち、(5)(6)の原則は協同組合に法的枠組みを与えるものとしては重要とはいえないが、(1)(2)(3)(4)の原則は、ある組織が善意協同組合であるか否かを決定する基準として、友愛組合登記所の登記官によっても採用されているものである。

すなわち、産業組合法に基づく善意協同組合として登記されうる基準として、友愛組合登記所は、(a)協同組合事業の遂行 (Conduct of business)、(b)運営 (Control)、(c)出資金および借入金に対する利子 (Interest on share and loan capital)、(d)利益 (Profits)、(e)組合員の制限 (Restriction on membership) をあげているが、これらのうちの(b)(c)(d)(e)は上記(1)(2)(3)(4)に、順序は一部異なるが、それぞれ対応するものである。「(a)協同組合事業の遂行」は、善意の協同組合たりうる協同組合の基礎的要件を定めるもので、次のように定式化されている。「組合の事業は、組合員の得る利益が主としてその組合の事業への参加から得られるものであるという方法で、組合員の相互利益のために行われるものである。組合の事業への参加の方法は、組合の事業の性質により一様ではない。これには、組合からの購入または組合への販売、組合により提供されるサービスもしくは利便の享受、もしくは組合の事業を行うために必要な役務の提供などがある⁽⁵⁾」。

善意協同組合の要件を充たし、それを維持することで、協同組合は、組合員達が長年に亘り組合のうちに見出して

きた、資本の額に基づくものではない「組合員間の真正の利益共同体 (a genuine community of interest among its members)」であることを証明することができるのである。⁽⁶⁾

(三) 利益共同組合 (a community benefit society)

産業組合には、善意協同組合の他に、(1)その事業が、共同社会の利益のために行われ、かつ(2)会社法による会社としてではなく、産業組合法により登記する特別の理由を有している場合に登記所に登記しうる組合として利益共同組合がある。このような組合の登記の基準は、(1)その事業が組合員以外の人々の利益となり、かつ(2)共同社会の利益となるものであることを示しうるものでなければならない。また(3)それが非営利の事業であること、(4)組合員間の資産の移動を禁じていること、(5)組合の運営、利益配分、組合員資格の点で善意協同組合の基準と同じであることも基準とされる。⁽⁷⁾

利益共同組合の善意協同組合との違いは、善意の協同組合がその事業を、組合員が得る利益はもっぱら組合員自身の組合事業の利用から得るという方法で、組合員の相互利益のために行うものであるのに対して、利益共同組合の場合はその事業を、組合員以外の人々の利益のために行うところにある。⁽⁸⁾ 住宅協会 (housing associations) は利益共同組合の例であり、そのうちでもっとも大きなものである。

注

- (1) 産業組合 (Industrial and Provident Societies) という文言は主として法律用語としてのみ用いられるものであり、一般には、協同組合 (co-operatives)、労働者クラブ (working men's clubs)、住宅協会 (housing associations) などとして知られている (Ian Snaithe, Handbook of Industrial and Provident Society Law, 1993, CH 2, p 1)。⁹
- (2) 友愛組合登記所資料「組合の登記」による。
- (3) Snaithe, *ibid.*, CH 2, p 1, なお、Industrial and Provident Societies を本稿では「産業組合」と訳しているが、田中英夫編・英

米法辞典（一九九一年、東京大学出版会）は「勤労者共済組合」としている。また同書は friendly society に対して「共済組合・共済団体」という訳語を与え、「勤労者共済組合」はその一つであるとしている。

(4) Snaitb, *ibid.*, CH 3, p. 2, 3, なお友愛組合登記所資料により補充してある。

(5) 友愛組合登記所資料「組合の登記」による。

(6) 友愛組合登記所資料による。

(7) 友愛組合登記所資料「組合の登記」による。

(8) 住宅組合 (housing societies) には、(1) 住宅協同組合 (housing co-operative societies)、(2) 協同所有組合 (co-ownership societies)、(3) 自己建設住宅組合 (self-build housing societies)、(4) 住宅協会 (housing associations) がある。(1)は、協同組合原則によって組合員の利益となるように活動するものである。(3)は(1)に似て、住宅を組合員の占有のために協同の努力によって建設するものである。(2)は、組合が家屋もしくはフラットを所有して (own)、組合員がこれを個別に占有したり (occupy)、賃借する (lease) ものである。(4)は、住宅組合の大半を占めるものであって、住宅を必要とする者、通常は特定の地理的範囲内にある人々や老人のように特定の階層の人々に供給することを目的としている。これは善意協同組合ではないが、利益共同組合として産業組合上登録されるものである。同様なものに、経営者が従業員に住宅を提供するために援助する住宅組合がある。この場合も登録可能である (Snaitb, *ibid.*, CH 2, p. 13, 10, なお重要な記述が p. 13 ページにある)。

第二節 産業組合の種類と現状

第一款 産業組合の種類

産業組合法のもとで善意協同組合もしくは利益共同組合として登記しうる組合として次の八種類がある⁽¹⁾。

(1) 小売組合 (Retail societies) 小売組合は、地域的な一店舗協同組合 (one-shop-co-operative) から全国的に展開するスーパーマーケット、百貨店を経営する協同組合までの広い範囲にわたる組合を含んでいる。これら以外に

は、パブとホテルの経営、軽食堂の提供および教育目的のためにする文具の生産と書籍の出版、ならびにこれらの販売がある。小売組合の大半は消費者協同組合 (consumer co-operative) であつて、小売段階の協同組合から商品・役務を購入する人々を組合員として、協同組合原則に基づいて運営されているもの (善意協同組合) である。いくつかの労働者協同組合 (worker co-operative) も小売事業を行っているが、同組合においては従業員を組合員として、消費者組合員の利益のためにというよりもむしろ組合員たる従業員のための事業を行っているものである。

消費者協同組合は、全般的にみて、組合員との取引のみを行うよう自己限定をしてはいない。同組合が、剰余金支払いのために必要な購入高記録のシステムを有していないこともしばしばみられるところである。とはいっても、組合員が顧客となることが基本とされている。

消費者協同組合は、小売組合の中で最大のものであるが、常に協同組合運動をその規模のゆえに支配してきた。消費者協同組合は、一九世紀後半および二〇世紀初頭に規模を大きく拡大したこと、組合員が消費者であつて、誰にでも開かれているということから、組合員数および資産高で支配的となったのであり、これを数字でみると、小売組合中、組合数で一・八パーセントの組合が、組合員数の六二・五パーセントを占め、また産業組合法上の登記を受けている全組合の総資産中の八・六パーセントを占めているのである。

(2) 卸売組合および生産組合 (Wholesale and Productive societies) これら組合は、印刷・出版、醸造および履物や衣料の生産・販売を含めた、生産もしくは卸売に従事する組合である。これら組合の多く—そのうちでCWS (Co-operative Wholesale Societies) が最大のものであつて、よく知られている—は、他の組合を組合員として、組合員たる小売組合に卸売商品を提供したり、商品やサービスを組合員たる組合に供給するための生産・流通網を構築したりする第二次協同組合 (secondary co-operative) である。他には、従業員が利益配分にあずかる労働者協同組合や小売

業に従事する組合員のために大量買い付けを行うもの、乳製品組合 (dairy societies) のように特定の事業を行う小売組合のみを組合員とするものがある。

(3) 農業組合 (Agricultural societies) 農業組合には、(1) 必要品協同組合 (requisites co-operative) と(2) 販売協同組合 (marketing co-operative) とを区別することができる。両者ともに農業分野において、通常農業に従事する者を組合員とするものである。(1)は、種、肥料、飼料もしくは農機具などを組合員に供給するものであって、農民である組合員がその必要とするものを組合から入手し、剰余金の分配を利用高配当として受け取るという意味で事実上は消費者協同組合の特別形態であるといふことができる。同様の原則で、いくつかの組合は輸送、種子のテスト、森林管理もしくはペストの予防などのサービスを組合員に提供し、また農業と農業技術の発展をその目的としている組合もある。

(2)は、組合員による生産物を買上げることにより、小生産者として、大規模商人や食品加工業者との取引において組合員のこうむる不利益を軽減し、取引における規模の経済を享受することをめざすものである。そこで得られた剰余金は協同組合原則に従って割戻しや再投資にまわされる。

(4) 漁業組合 (Fishing societies) 漁業組合は、漁業に従事する組合員に漁具、港湾施設および漁獲物の販売に必要な施設などを提供し (必要品協同組合)、また漁獲物の販売を行う (販売協同組合) 組合である。

農業組合と漁業組合は合計で登記組合総数の一〇・六パーセント、組合員数で三・二パーセントであるが、組合資産では二・五パーセントを占めるにすぎない。

(5) クラブ (Clubs) クラブは、組合員に社交とレクリエーションのための施設を提供するものであって、産業組合法もしくは一九七四年友愛組合法により登記することができるものである。クラブの大部分は王立英国会 (Royal

British Legion) もしくは労働者クラブ連合 (Working Men's Club & Institute Union (CIU)) の会員であって、定款によれば会員同士の相互利用が可能である。クラブの起源は、友愛組合、協同組合および労働組合を生み出したのと同じ一九世紀の自己啓発・教育運動にもとづくものである。その現代における役割は、レクリエーション設備を提供し、組合員に社交、娯楽、スポーツ、旅行および社会的行事などへの参加を低価格で可能とするところにある。

(6) 住宅組合 (Housing societies) 住宅組合はさまざまな住宅需要に答えるものである。住宅組合には、(a) 組合員のための住宅を、専門の業者に建築させたり、もしくはは組合員自身の労働で建築することによって (自己建築組合 (self-build societies) として知られている) 提供する組合、(b) 老人や独身のホームレスの人々に宿泊施設を提供するといった必要に答えるための住宅を建設する組合、(c) 地方自治体の提供する住宅を管理するための組合などがある。その約半数は、住宅法 (Housing Acts) の適用を受けて貸付資金を得るために住宅法人 (Housing Corporation) としても登記されている。

(7) 一般サービス組合 (General services societies) これは、(a) 保険組合および恩給組合 (とりわけ、協同保険組合 (Co-operative Insurance Society))、(b) 産業、貿易、スポーツなどの分野における協同組合の設立促進のための協同組合、(c) 住宅への一般サービスを提供する協同組合など、他の協同組合のカテゴリーではとらえきれない雑多な種類の協同組合をまとめたものである。一般サービス組合は、組合数で一〇パーセント、組合員数で二パーセント、資産で二三パーセントを占めている。

(8) 信用組合 (Credit Union) 信用組合は、貯蓄と貸付の協同組合であって、組合員は、組合債 (society shares) を買うことで貯蓄し、低金利で組合から貸付を受けるものである。その大部分は都市部で事業を行っている。割戻し (dividend) は貸付から生じた剰余から組合債の額に応じて組合員に支払われる。信用組合は、産業組合法および信

表1 産業組合の組合数、組合員数、出資金、総資産

	組合数	組合員数(千人)	組合出資金(千ポンド)	総資産(千ポンド)
1 小売	173	7,220	1,273,037	2,854,043
2 卸売および生産	201	182	475,901	1,327,211
3 農業	1,066	290	221,666	510,540
4 漁業	94	7	6,068	17,936
5 クラブ	3,796	1,952	205,084	331,916
6 一般サービス	1,168	490	6,949,214	7,965,469
7 住宅	4,467	172	15,769,974	22,631,811
8 信用組合	383	88	30,769	32,489
合計	11,348	10,402	24,931,713	35,671,415

出所：Registry of Friendly Societies, Report of the Chief Registrar 1992-93, p. 41.

用組合法 (Credit Union Act 1979) により登記を受ける。

近年における英国信用組合運動の発展にもかかわらず、組合員で二・四パーセント、組合員数で〇・五パーセント、資産で〇・六パーセントにすぎない。

第二款 産業組合の現状

一九九二年における産業組合の現況は、表1に示すように、組合数一三四八、組合員数一〇四〇万人、総資産額三五 billion ポンドである。

注

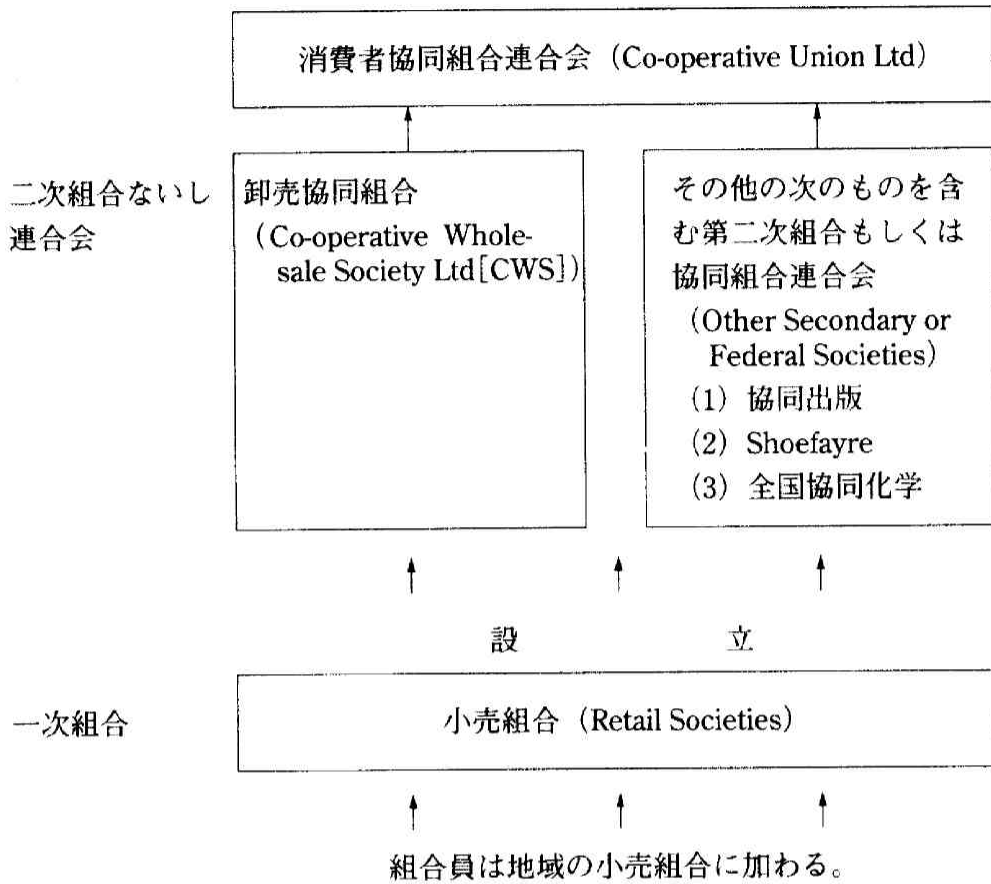
(1) 以下の八種類の組合についての記述は、Registry of Friendly societies, Report of the Chief Registrar 1992-93, p.44, Snaitn, ibid. Ch2, pp.11-13. 246。

第二章 イギリスにおける消費者協同組合 (Consumer Co-operative) の現状と法的課題

第一節 序説

イギリスにおける消費者協同組合についてはすでに第一章第二節「産業組合の種類と現状」においてふれたが、その全体的な組織構造と基本政策についてやや詳しくみておくことにしよう。

図 1 消費者協同組合の構造



出所：消費者協同組合連合会 (Co-operative Union) 資料

図 2 CWSの組織構造



出所：CWS資料

表2 消費者協同組合の市場占拠率の推移

年	1900	1910	1920	1930	1939	1950	1961	1971	1980	1990	1991
市場占拠率	6.5	7.5	8.3	9.3	10.8	11.4	10.9	7.0	6.5	4.5	4.5
年	1992	1993									
市場占拠率	4.2	4.0									

出所：協同組合連合会資料

表3 小売協同組合の統合

年	1990	1910	1920	1930	1939	1950	1961	1971	1980	1990	1991	1992	1993	1994
組合数	1439	1421	1379	1210	1065	1019	859	357	206	77	68	62	57	55

出所：協同組合連合会資料

(一) 消費者協同組合の組織構造 (図1参照)

協同組合制度のもとでは、一次組合である個々の小売組合は相互に結合して、特別の目的のために二次組合ないし連合会を組織しまたは所有することができる。これを具体的にみれば、消費者協同組合（一次組合）は、一九世紀に、(1)卸売業務を行わせるための卸売協同組合 (Co-operative Wholesale Society Ltd [CWS]) および(2)法的/制度的問題の取扱いと協同組合の理想と原則の普及のために協同組合連合会 (Co-operative Union Ltd) (一次組合と連合会) を設立しているのである。この場合、ピラミッドの頂点に持株会社があつて資本所有権に基づき子会社を支配するという会社の構造とは異なつて、消費者協同組合の場合には、ピラミッドの底辺にある一次組合が、各段階で次の段階での職務を行うために選出した代表者にその職務を行わせるという代表者制度により二次段階の組織を支配するのである⁽¹⁾。

次に卸売協同組合 (CWS) の構造についてみておくと、CWSは、(1)その工場、農場、生産設備、配送拠点により生産と流通をおこない、またマーケティング・サービスをおこなうという意味で小売組合の協同仕入れ機構であるとともに、(2)スコットランド、北アイルランドおよびイングランドの一部において自らが主要な小売事業者であり、かつ銀行、保険、葬儀、旅行および不動産の各部門でも事業をおこなっている。CWSの組織構造は図2の

ようである。

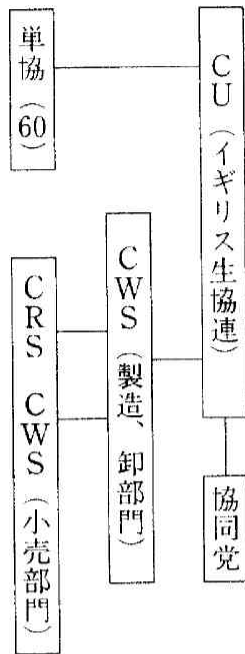
(二) 消費者協同組合の広域化政策 (Regional Plan)

イギリス消費者協同組合(小売協同組合)は、厳しい競争環境のなかで、全国小売売上高に対する売上比率(市場選挙率)を表2にみるように年々低下させてきている。

このような市場占拠率の低下に対処するためにとられている手段は、小売協同組合の統合による広域化(regionalisation)である。一九〇〇—一九九四年の期間における小売協同組合の統合は表3にみるとおりである。最終的には組合数を二五にまで減ずることが計画されている。⁽²⁾

注

(1) 消費者協同組合連合会 (Co-operative Union Ltd) 資料。なお、日本生協連『イギリス生協の現状』は、消費者協同組合の構造を次のように図解している。



CWSは、一八六三年発足の生協卸売連合会で、卸売機能の他に製造機能(農場と生産工場)を有し、自己ブランドのCO・OP商品を各生協に供給している。一九三六—一九五七年の間、小売部門を有していたが、これは一九五七年にCRSとして独立した。一九七三年にスコットランド生協卸売連合会と合併したが、同連合会が小売部門を有していたためCWSとして再び小売部門を有することとなった。CWSの小売部門の事業高は現在CRSを抜いてイギリス最大である。

CRSは、CWSが一九三六年以来不採算生協を救済するため同生協を吸収統合することで有していた小売部門を、一九五七年に分離独立させて発足したものである。その後も不振生協を統合して拡大発展し、今日ではイギリス最大の小売生協である。

(2) イギリス協同組合連合会資料 なお、日本生協連「ヨーロッパ生協の現状からなにを学ぶか」(89)ヨーロッパ生協視察団報告一九九〇)一〇五頁では、上位一六生協で全事業高の八〇パーセント、二五生協で九〇パーセントが占められていると述べている。

第二節 組織、運営

第一款 組合員

(一) 組合員資格

消費者協同組合の出資金を出して登録されている組合員の数(組合員登録簿上の組合員数)は八〇〇万人を数える。しかしながら、組合の事業を利用し、組合の運営に関与し、さらに組合員活動をしている組合員数ということになるときわめて少ないのが現状である。これをCWSについてみると、登録組合員は二〇〇万人に達するが、実際の参加組合員数は二五万人程度とみられている。⁽¹⁾ またユナイテッド・ノーウエスト組合についても登録組合員は九五三六九三人に達しているが(区域内の人口六〇〇万人に対して一五・九パーセントの組織率である)、実際の参加組合員数は組合の事業を利用し、組合の運営に関与している組合員が二〇万人、⁽²⁾ 組合のミーティングや各種選挙に参加する組合員ということになると二〇〇〇人程度と推定されている。

組合員は定款に定める権利を有し、義務を負うが、その資格を有する者は次のとおりである。(a)年齢一六歳以上の個人、(b)その目的上組合員となることが許容されている法人で、これには一九八五年会社法により登記を受けた会社および他の種類の登録を受けている産業組合が含まれる。法人組合員は、定款で禁止しない限り、自己の名前で組合

の出資者となれるが、その大半は他の種類の産業組合および一九八五年会社法により登記を受けた会社である。しかしながら、特許状により設立された大学、法により設立された地方機関 (local authorities)、英国石炭会社 (British Coal) のようなや特別法により設立された会社も組合員となることができる。また、労働組合支部 (trade union branches)、女性ギルド (women's guilds)、政党支部 (political party branches)、社会クラブ (unincorporated social clubs) などの法人格を有しない団体も組合員となることができる。ただし、イングランドにおいては、事業目的で個人が設立したパートナーシップは組合員となることができない⁽³⁾。

組合員名簿は登記所に保管され、(a) 組合員の氏名および住所、(b) 組合の住所、(c) 各組合員の出資口数および出資額、(d) 組合の借入金や預金などの財産状況を明らかにするものでなければならない (産業組合法四四一条一項参照)。組合員は誰でも (a) (b) を検査することができるが、(c) (d) は特定の人にのみ許されている (産業組合法四六一条一項参照)。

(二) 組合員活動

イギリスにおける組合員活動は、合唱団、劇場活動などの直接に事業とは関係しないものが多く、日本の「班」のように事業と関連したものはない⁽⁴⁾。

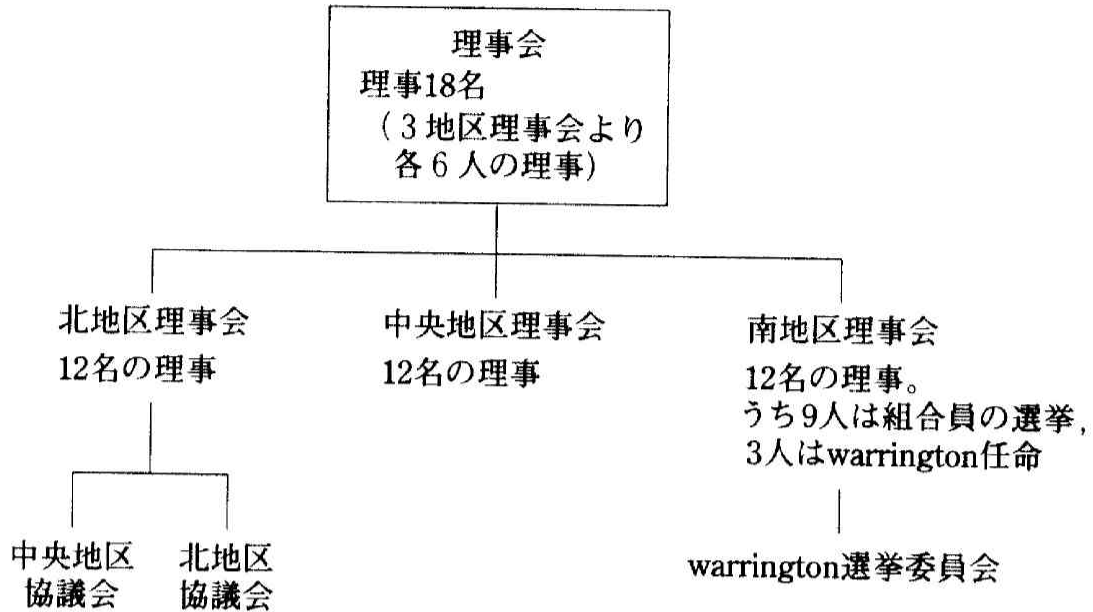
第二款 組合の運営 (総会および理事会)

(一) 総会

組合の「民主的規制 (democratic control)」というコンセプトは、組合にとって基本的な事柄である。それゆえ、総会の運営、理事の選出についての規定は、意思決定過程に関わるがゆえに極めて重要である。

総会に関する規定は、産業組合法および組合定款において定められ、これらに定めのない場合には普通法によるこ

図3 ユナイテッド・ノーウエスト協同組合の執行体制



出所：ノーウエスト協同組合資料

ととされている。産業組合法は、組合の定款が、総会の開催（年一度以上）、議決権行使、定款改正などについて規定するよう求めている。また同法は、組合財産の譲渡、組合の合併などについては特別の規定をおき、さらに民主的規制をするのに十分な総会の権限が定款に規定されていない場合には定款の登記を拒絶することができることを定めている（この登記拒絶により、当該組合は「善意の協同組合」の要件を充たさないものとなる）。

大半の組合において定款の改正、組合の方針の決定などは総会の決議事項とされている。理事の選出はいくつかの組合においては総会で行われるが、消費者協同組合や大規模農業協同組合においては、組合員の秘密投票（郵送ないし組合店舗などの便利な場所においておこなわれる）によることとされている。消費者協同組合においては、従業員より選出される理事の員数が、消費者組合員による有効な組合支配を妨げることはないように、過半数を超えないものとされている。⁽⁵⁾

(二) 理事会および執行役員

産業組合法には、理事会 (board of a society) および執行役員 (senior employees) についての規定は少ない。個々の組合の定款が、これについては定めている。

多くの組合は、理事会の監督のもとで組合の業務執行をおこなう執行役員を擁している。組合の執行体制について、ユナイテッド・ノーウエスト協同組合の例をみておくことにしよう（図3参照）。

ユナイテッド・ノーウエスト協同組合において理事の任期は三年である。理事のうちの三分の一は現従業員もしくは元従業員とすることができるとされている。理事に立候補できるのは、(1)少なくとも三年間組合員であること、(2)一〇〇ポンドの出資金を有すること、(3)年齢六五歳以下であること、(4)組合の区域内に住所を有すること、(5)同時に近親者ととも理事になるものでないことという要件を充たした者である。⁽⁶⁾

注

- (1) 一九九四年三月二日イギリス協同組合連合会ヒアリング
- (2) 一九九四年三月二日ユナイテッド・ノーウエスト協同組合ヒアリングまた同組合の場合、出資金額はほとんどの組合員の場合一〇ポンド未満である。
- (3) Ian Snaith, Handbook of Industrial and Provident Society, Ch5 p.1-3
- (4) 一九九四年三月二日イギリス協同組合連合会ヒアリング
- (5) Ian Snaith, Handbook of Industrial and Provident Society, Ch6 p.10, Ch7 p.21参照。
- (6) ユナイテッド・ノーウエスト協同組合資料

第三節 事業

第一款 事業の種類

産業組合法は、組合の行う事業について「〔組合は〕一切の産業、事業もしくは取引を行うことを目的とする」(産業組合法一条一項)と規定する。消費者協同組合連合の模範定款はこの点について次のように規定している。⁽¹⁾

表4 ユナイテッド・ノーウエスト協同組合の
事業分野、店舗・事業所数、事業高

事業分野	店舗・事業所数	事業高 (ポンド)
食品部門	233店舗	4億5千万
非食品部門	12店舗	2300万
旅行代理店部門	60事業所	7700万
自動車販売部門	6事業所	3400万
ヘルス・ケア部門	34事業所	1900万
葬祭部門	103事業所	1500万

出所：ユナイテッド・ノーウエスト協同組合資料

「第六条 組合の目的 組合は、あらゆる種類の商品とサービスにつき、商店経営者 (storekeeper)、卸売と小売の双方を含めた一般商業者 (general dealer)、および全般的供給者 (universal provider) となること、またあらゆる商品の製造者 (manufacturer)、生産者 (producer)、栽培者 (grower)、耕作者 (cultivator) となること、そして一般的に、あらゆる事業 (business)、取引 (trade)、産業 (industry) もしくはサービス (service) に、それが前述の組合の目的の達成に直接的もしくは間接的に貢献することとなる場合には、本人または代理人として従事することを目的とする。組合の事業には、分割払い購入 (hire purchase)、クレジット販売 (credit sales)、賃貸取引 (rental transaction) が含まれる」。

この模範定款第六条の文言からわかるように、消費者協同組合の事業は小売事業を基本として広範囲に亘るものとされている。そして傍線部にみられるように、組合の目的の達成に間接的に貢献する行為まで組合の行為の範囲とされているので、事業の種類については産業組合法上の制約はないといえることができる。

イギリスにおいてCWC、CRSに次ぐ第三位の消費者協同組合であり、独立の地域協同組合としては最大のユナイテッド・ノーウエスト協同組合 (United Norwest Co-operative Limited) について事業の種類をみると、同組合は模範定

款と同文の組合の目的規定を有しているが、その事業は表 4 のとおりである。なお、ユナイテッド・ノーウエスト協同組合は、一九九二年における売上高（会計年度は一九九二年二月～一九九三年一月）六億二千万ポンド（円換算九七〇億円）、事業利益一三九〇万ポンド（円換算二〇億円）、最終利益一〇七〇万ポンド（借入金費用を除いた数値で、円換算一七億円）で、食品関係の小売業者としてはイギリスで十指にはいり、またコンビニエンス・ストアではイギリス最大のチェーンである。

これら事業分野のうち食品部門では、店舗形態として、(1)朝七時～夜九時で営業する、Late Shop という名称の地域密着型のコンビニエンスストア一八三店舗、(2)市の中心部に立地する場合も多い、Pricefighter もしくは Saver Co-ops という名称の従来型のスーパーマーケット二〇店舗、(3)郊外立地の大駐車場を備えた大型店で、Normid もしくは Shopping Giant という名称の、食品・非食品に亘る広範囲な品揃えと、特に高級食料品の品揃えで高い評価を受けているスーパーストア二〇店舗、(4)欧州レベルでの競争に対応しうるだけの大規模店で、Discount Giant という名称を使用し、大陸諸国から進出してきたチェーン店が取扱い品目が少ないのに対し、品目をそれより多くし価格はほぼ同等とすることで競争しているディスカウント・ストア一〇店舗があり、(4)ではガーデンセンター、銀行、旅行代理店、薬局を、広範な食品、衣料、家庭用品、家具、電器製品の品揃えとあわせて設置しているものもある。

非食品部門では、百貨店、専門店（電器製品もしくは家具とカーペットを取扱うチェーン店）、レストランなどがある。旅行代理店部門は、イギリス七大旅行代理店の一角を占めており、独立に、また組合の百貨店やスーパーストアのなかに合計六〇の営業所を有している。

自動車販売部門は、Bellcharm Motor Co. という名前で、ボーホール (Vauxhall)、ルノー、三菱の各車を独立に、

またスーパーストア内で販売している。三菱車のディーラーとしては国内でも群を抜くといわれている。

ヘルス・ケア部門は、三三の薬局と二の眼鏡店を有し、薬局は独立に、また組合の百貨店とスーパーストア内にもある。多くの薬局は化粧品もおいている。同部門は、政府の医療費抑制方針のもとでの健康の自己管理傾向のもとで、眼や心臓のケアを含むさまざまな地域保健活動をおこない、また薬剤師は患者の質問に専門的に答えたり、簡易投薬器具 (easy-to-use medication dispenser) を届けるためなどのために家庭訪問をおこなっている。

葬祭部門は、イギリスでも最大規模のものであって、五大葬儀社中の一つに数えられている。同部門は、組合の事業区域内の五市およびほぼ全町で事業をおこなっているが、主なものは葬儀にかかる費用の目減りの補填、事業区内のほぼ全町における教会堂の設置、墓石の販売である。また葬儀以外では、運転手付きの白のロールスロイスのウエディング・カーの提供などもおこなっている。⁽³⁾

第二款 事業活動区域

消費者協同組合の事業活動区域についての産業組合法上の規制はない。それで、組合は事業区域を自主的に決定することができるので、事業区域が重なりうることになる。具体的には、従来他組合が事業活動をおこなっている地域に進出して事業活動をおこなうような場合である。この場合、組合間で事業区域をめぐって紛争が生じるような時には組合間で解決するのが原則であるが、協同組合連合会が入って解決をはかることもある。実際にはこのような他組合事業活動区域への参入は一部の小地区においてみられるのみであって、全体としてはみられない。それは、競争は協同組合間ではなく、他の小売業者との間でおこなうという組合間の「事実上の暗黙の了解」⁽⁴⁾があって、この合意に反して他組合事業活動区域へ進出することはないからである。

しかしながら、このような事業活動区域についての「事実上の暗黙の了解」は、いかなる競争制限的合意をも違法とする制限的取引慣行法 (Restrictive Trade Practices Act) に違反するおそれがある。すなわち、組合間で「相互に相手の事業区域内では事業活動を行わない」ということを合意し、それを書面にして組合間で取り交わすような場合は違法となる。しかし、公正取引庁の関心は実際の事業活動における競争制限的合意の排除にあって、事業活動区域の合意に必ずしもあるわけではないから、「事実上の暗黙の了解」は現在のところ問題とされていない。事業活動区域については、組合は通常地元で設立されるから活動区域を明確にするのは当然であるというようには考えないことが競争法との関係では必要であるとされている。⁽⁵⁾

次に事業活動区域の実際についてユナイテッド・ノーウエスト協同組合およびCRSの場合をみておくことにしよう。ユナイテッド・ノーウエスト協同組合の事業区域は、イギリス中部地方 (ミッドランド) の北部で、イン格蘭ドの北東部にあたる、マンチェスターを中心とした、協同組合発祥の地ロッチデールを含む地域である。この地域はイギリスのなかでも工業地帯で、圧倒的に労働者階級の人たちの住んでいる地域である。ユナイテッド・ノーウエスト協同組合は、組合員九五万人で地域人口六〇〇万人に対して組織率は一五・九パーセントになるが、マンチェスターを中心とする中部地域で事業活動をしていたノーウエスト・パイオニア協同組合と、北部および南部地域で事業活動をしていたユナイテッド・コープが一九九一年に合併してできた組合である。この地域にはもと、小さな町に二つも三つもの組合があるなど、合計で一五〇もの小規模な協同組合があり激しい競争をおこなっていたものである。このような歴史的経緯から今日でも北部、中部、南部という地域が尊重されていて、各地域に地区理事会 (Regional Board) がおかれるなどしている。

次に、CRS (Co-operative Retail Services Ltd) の事業活動区域をみておくと、ウェールズ (Wales)、ヨークシャ

ー (Yorkshire) およびサウス・ウエスト (South West) に及んでいる。このうちヨークシャーは衰退産業地域、サウス・ウエストは人口過疎地であり、ウエールズはその両者である。さらに一九七〇年代以降、ビルケンヘッド (Bir-kenhead)・リヴァプール (Liverpool)・ロンドン (London)・ハル (Hull)・イースト・ライディング (East Riding)・ケンブリッジ (Cambridge) も事業区域となっている。CRSに統合されていく単協は経営不振の小組合であるが、一九九〇年代のCRSは後ろ向きの組合統合で規模を拡大するにとどまらず、独自の経営判断で大規模店舗を出店するなど、イギリスにおける主要な小売チェーンの一つとして発展しつつある。⁽⁶⁾

以上のようにイギリスにおいては、流通資本との競争を契機とした経営不振組合のCRSへの統合と単協の統合による大規模組合の結成が、広域化政策のもとで進んできており、それにもない事業活動区域の拡大も進んできているのである。

第三款 員外利用

消費者協同組合の事業の利用について、産業組合法上、非組合員による組合事業の利用の制限規定はない。そこで非組合員による組合事業の利用割合がどの程度におよんでいるかが問題となるが、これについて、特に小売店舗の場合、顧客の圧倒的多数が非組合員であるというのが現状である。これを売上高で見ると、組合員からの売上は割引額 (dividend) から推計して売上高全体の一パーセント程度にすぎないのである。⁽⁷⁾ このこと理由としていくつかのことが考えられる。第一は、一九六〇年代の半ばに、それまでおこなわれていた現金による一〇パーセントの利用配当が廃止ないしきわめて少額となつて、組合員であることのメリットがなくなったとみなされ、組合加入と事業利用への誘因が低下したことである。これには、一九六四年再販売価格法 (Resale Prices Act 1964) によって再販売価格

維持行為が規制され、それまでメーカーの小売価格指示のもとで小売店のマージンも大きく、それを利用高配当の原資にしていたところ、マージンが大幅に減少し組合員への還元もできなくなったという事情もあった。第二に、流通資本と競争していくためには組合員以外にも顧客層を広げて規模の利益を得て売上げを伸ばさなければならず、また組合が大規模な組織となると、その工場、流通施設、店舗網を維持するためにも一定規模以上の売上げが必要となり、そのためには非組合員の組合事業の利用にも依拠せざるを得なくなるという事情である。この場合、組合員となるのは組合の運営に関心のある人ということになるが、組合員には民主的な手続きのもとでの運営への参加を保障していくことで善意協同組合の本質は保持できるので、非組合員に組合の事業を利用をさせることには問題はないと考えられた。⁽⁸⁾

組合員でなくても組合の事業が利用できるということになると、組合員となることのメリットをどこに求めるかということが問題となろう。事業の利用以外のところでの組合員となるメリットとしては、(1)非食品の購入に際して組合員だけの一〇パーセント程度の割引 (dividend) を受けること、(2)地域での組合の活動 (例えば、音楽会など) に参加するに際して、入場料の割引を受けることなど、(3)組合の総会出席など組合の運営に参加することなどがある。しかし、これらの理由は組合員になることの誘因としては決して強いものではないといえよう。現に、出資金を支払って登録をした組合員は八〇〇万人を数えるが、このうちどれだけが現実に活動している組合員であるかは明らかではないのである。CWSにおいては登録組合員が二〇〇万人を数えるが、二五万人程度がアクティブ・メンバーと考えられており、ユナイテッド・ノーウェスト協同組合においても九五万人の組合員のうち実質的組合員は二〇万人と推定されているのである。⁽⁹⁾

以上で非組合員利用の現状とそれを許容する理論的根拠をみてきた。非組合員利用を許容する前提には、(1)組合店

舗での価格水準は流通資本の店舗のそれと同一であって価格競争力に欠けていることや、(2) Co-opブランド品の売上げが、食品については売上げの二五パーセント程度を占めるものの、それ以外ではきわめて低く、Co-opブランド品のブランド・イメージの確立に成功していないなどの店舗運営の現状があり、その上(3)利用高配当を縮小ないし廃止せざるを得なかった歴史的事情も加わり、結局「組合員となって組合の事業を利用する」ことの有利性を発揮することで活動的な組合員を十分に獲得しえないままに、流通資本の店舗との厳しい競争にさらされ、組合存続のためには非組合員利用に全面的に依存せざるをえないという組合の体質ができあがってしまったというのがイギリスの消費者協同組合の現状ということになる。この意味で、非組合員利用をどこまで認めるかは組合の自主性に完全に任されているともいえるが、正確には、組合の自主性のもとで非組合員利用を制限する可能性はまったくなく非組合員利用なしには存続しえない組合の構造ができあがってしまっているということになる。

第四款 事業規制

消費者協同組合は、「一切の産業、事業もしくは取引を行う」ことができる（産業組合法一条参照）。そして、すでに述べたように組合は、現に広範な事業を営んでいる。しかしながら組合は、そのおこなう事業について同時にさまざまな規制をも受けている。この事業規制は基本的に一般事業者の受ける事業規制と同一のものであって、組合のみが差別的に規制を受けるといふことはない。逆に組合の公共の利益を促進する性格により、一般事業者よりも有利な事業規制を受けている場合もある。組合の受ける事業規制として、出店、酒類、煙草およびガソリンの販売、日曜日営業、競争制限などに関わる規制をあげることができるが、出店規制については項を改めて検討することにし、その他の規制のうちのいくつかについて以下で述べることにしよう。

(一) 酒類販売

イギリスにおいて、酒類は一八才未満、煙草は一六才未満の青少年に販売することは禁止されている。酒類を販売するには、関係の地方自治体からの販売免許の取得（および定められた裁判所の許可）が必要であり、また食品衛生法上の規制もあって、定期的に食品衛生上の検査を受けなければならない。

販売免許を取得するには、販売責任者が犯罪歴のない、責任ある人であることの証明が必要である。これは、一〇〇年程前に酒類が安価に入手できることで市民生活が悪影響を受けたことからこれを防止することや、青少年に飲酒の習慣をつけさせないといったことに由来するものである。酒税の確保という理由は、酒税がメーカーで徴収され小売段階では関係がないので、販売免許取得の考慮要因とはならない。また販売店数の増加を抑制する必要性（需給調整）という理由も、販売店数は市場での競争によって調整されるものであるから、販売免許取得の考慮要因となるものではない。酒類の販売については自治体の規制がある場合がある。一部自治体においては、酒販店の他にスーパーのなかでビールとワインの販売ができるとしている。この場合、他の商品と同様にレジで支払いができるとする自治体と酒類は店舗のレジの外に置くようにとする自治体とがある。⁽¹⁰⁾

(二) 日曜日営業

イギリスにおいて日曜営業は禁止されている。例外としてイングランドでは、小規模な店は無制限に、大規模店は六時間に限って営業をおこなうことができる。また酒類販売は午後三時までには終わらなければならない（スコットランドでは、日曜日の酒類販売を認めるべきか否かの議論を現在しているところである。消費者協同組合連合会は酒類のみを例外とする理由はないので賛成との立場である。ただし、統一会派を組んでいる労働党はアルコール常習者が増える等の理由でこれに反対である）。

イギリスでは現在、日曜営業の全面的解禁の是非について賛否の議論がおこなわれている。消費者協同組合連合会は反対の立場である。その理由とするところは、一週間のうちの一日は家族との結びつきを強めるなどの意味で特別な日としておくべきであるというものである。しかし実際には、大手流通資本が大規模店舗を出店し、効率化を進めているなかで、消費者協同組合は競争に負けてマーケット・シェアを落としてきているところ、日曜営業によりこれをさらに落としたくないというところにあるようである。⁽¹¹⁾

(三) 競争制限

すでに消費者協同組合による協調的事業活動区域の設定が制限的取引慣行法上問題とされうることについて述べたが、それ以外の事業活動についても同法の規制がおよぶ場合がある。

CWSが卸売をする食品(チョコレート)について各消費者協同組合での小売価格を同一にすることについて合意していることが問題とされて、制限的取引慣行裁判所(Restrictive Trade Practice Court)に提訴されたことがある。CWS以外から仕入れた食品(チョコレート)の価格を各消費者協同組合が同一の価格で販売する場合には販売価格の協定として違法とされるものであるところ、CWSから仕入れた本件の場合には、CWSが制限的取引慣行法からの適用除外をうけることによって、同法の適用から免れるものとした。すなわち、CWSは同法三二条で適用除外される卸売協同組合(Wholesale co-operative societies)の要件をみたすものとされ、⁽¹²⁾その結果CWSは事業者団体(trade association)として取り扱われなくなって事業者団体に対する規定(同法八条「事業者団体」および一六条「役員供給団体」参照)の適用を受けないことになるので、CWSの各消費者協同組合に対する小売価格の同一化に関する勧告は適法な行為となったのである。⁽¹³⁾

他の例に、消費者協同組合が共同して、一般の企業からの牛乳の仕入れ価格を全国一律とする協定をおこなったこ

とが公正取引庁 (Office of Fair Trading) から訴追され違法とされた事例がある。また仕入れ先の一般の企業に対して、取扱いの条件として広告費を出費するよう求めることも、組合が共同してこれをおこなえば違法となると考えられている。

消費者協同組合は、競争官庁からは消費者利益に寄与する組織であるという評価を受けており、組合の事業活動に關しても非公式の折衝が常時おこなわれていて、競争法違反となりうる行為の回避がはかられている。協同組合の側では「協同」と考えていることが、競争官庁からは「共謀」とみなされることもあり、イギリス消費者協同組合では競争制限の問題に注意深くなくなっていることがうかがえる。⁽¹⁴⁾

第五款 出店規制

イギリスにおいて小売店舗の設置は、都市計画に沿ったものでなければならぬ。消費者協同組合の店舗の設置に特有の規制はない。

イギリス政府 (環境庁 the Secretary of State for the Environment) は、イングランドおよびウェールズにおける都市計画ガイドラインをもって、自治体のおこなう土地利用計画に助言および指導をおこなう。自治体はイギリス政府の都市計画ガイドラインにしめされた原則に従って自己の都市計画をたてていかなければならぬ。

イギリス政府の都市計画ガイドライン (Planning Policy Guidance Note 6 "Town Centres and Retail Developments")⁽¹⁵⁾ は、自治体のおこなう都市計画の作成について次のような基本原則を定めている。

- (1) 都市計画は、さまざまなタイプの商業施設の間における競争を促進するように作成されるものでなければならぬ。

- (2) 都市計画は、商業施設の開発を妨げるような不必要な規制を避けるものでなければならぬ。
- (3) 都市計画は、顧客の小売商業施設へのアクセスが容易となり、また小売業者間の有効な競争により顧客の選択の幅が広がり、かつ都市周辺部経済 (rural economy) の活性化がはかられるように、都市中心部 (town centre) と都市周辺部 (out-of-centre) とにおける小売商業施設の開発のバランスをとるものであることが望ましい。
- (4) 都市計画は、小売商業活動が都市中心部と都市周辺部 (villages) の活力と生活力を増進するものであることを考慮に入れるものでなければならぬ。
- (5) 都市計画は、既存の中心部 (existing centres) と周辺部 (local shops, including village shops) とには、買い物にかかる時間を節減し、公共輸送機関の利用を促し、かつCO₂と他の汚染物質の増加を抑制する効果があることを強調したものでなければならぬ。
- (6) 都市計画は、将来の都市中心部の活力と生活力の増進のために自治体が現実的かつ積極的に立案したというものでなければならぬ。
- (7) 都市計画は、都市中心部を良好に管理することが、その活力と生活力の増進に有効であることを強調するものでなければならない。
- (8) 都市計画は、既存の中心部の活力と生活力を衰退させる (undermine) ような周辺部 (out-of-centre) における開発を許すものであってはならない。

次に具体例として、ロッチデール市の場合を見てみることにしよう。同市は、イギリス政府の都市計画ガイドラインに基づいて、次のような内容構成のロッチデール市における商業活動の現状を分析した「商業施設問題白書

(Shopping Issues Paper)」を作成している⁽¹⁶⁾。I 主要問題 (1)自治都市ロッチデール (Metropolitan Borough) における商業施設の現状、(2)ロッチデール市民の購買行動、(3)イギリス政府のとっている政策、(4)現在のロッチデール市の政策、(5)全国および地域における小売商業施設の開発の傾向、(6)全国および地域における消費者の購買行動の傾向、II 具体的課題 (1)市の中心部の改善、(2)既存の市中心部を維持した上での周辺部の開発、(3)市中心部への集客、(4)自治都市ロッチデールにおける店舗の広がりとの質の改善、(5)地元商店 (Local shops) と地区中心部 (smaller centres) の保全と改良。

商業施設問題白書における調査結果を前提として次のようなより具体的な都市計画が「ロッチデール統一開発計画 (Unitary Development Plan for Rochdale)」として作成されている。

I 商業施設

商業施設の新増設が強く求められている。本開発計画は、従来からの都市中心部を衰退させることなく、新しい形態の小売商業施設を供給していくことを目的とするものである。ロッチデール (Rochdale)、『ミドルトン (Middletown)』、ハイウッド (Heywood) およびリトルバラ (Littleborough) は主たる都市中心部 (main town centres) と⁽¹⁷⁾、ミルンロウ (Milnrow) およびキャスルトン (Castleton) は地域中心部 (district centres) とする。本開発計画の重点は以下の諸点にある。

- (1) 主たる新規の商業施設の開発は、原則として中心部の中もしくは隣接地でおこない、調和のとれたものとする必要がある。
- (2) 都市中心部における中核商業地域は、商業施設以外の用途に供さない必要がある。
- (3) 地域的需要に応えるための小規模商業施設の建設を支援する。

(4) 車を利用しない人々の必要に応える。

(5) 都市中心部の外における新規商業施設の設置申請を審査するに当たっては厳格な基準を適用する。

II 都市中心部

都市中心部は、雇用を創出したり、地方在住者のための施設を提供するなどの点で重要である。健全で魅力的な都市中心部はまた、ロッチデール市の積極的なイメージを打ち出すことにも貢献する。それにより投資も呼び込むこともできよう。本開発計画の重点は以下の諸点にある。

(1) 都市中心部は、可能な限り交通の便がよいものであること、とりわけ公共交通機関の便がよいことが必要である。

(2) 都市中心部では交通渋滞が緩和され、また中核地区では歩行者に優先権が与えられることが必要である。

(3) 新しい仕事と施設とを創出するよう都市中心部の環境を改善する。

(4) 広範な一連の施設の立地が可能となるように開発地区の設定をおこない、高いレベルでの都市設計を可能とする。

(5) 車の駐車 (public car parking) は、買物客、訪問客および身体障害者のためのものが優先する

ロッチデール統一開発計画は、西暦二〇〇〇年までの自治都市ロッチデール全体の土地利用計画であって、鉱工業地域における経済活動、住宅地域における住宅建設、市の面積の二／三を占める郊外地域における景観保全や観光事業、環境保全と公害防止、交通体系などに関して計画が立てられている。商業関係の開発計画はこの全体の土地利用計画の一環であって、求められている店舗の形態、店舗の規模、取扱商品の構成、店舗の立地などについて詳細な研

究と計画が市当局によりなされ、この開発計画が案として市民と企業に提示される。六週間に亘って反対意見や修正意見が受け付けられ、原案に対する必要な修正が市当局によりおこなわれる。この後に公聴会 (Public Local Inquiry) が開かれて、必要な修正がおこなわれて承認を受けると法的効力のある開発計画として確定することになる (一九九四年三月段階では、本開発計画はまだ確定するまで手続きは進行していない)。

ロッチデール統一開発計画では、西暦二〇〇〇年までに市内の土地がどのように利用されるかが、特定の地域におけるショッピング・センター等の建設計画を含めて詳細に決められており—中心部については「ロッチデール都市中心部計画 提案図 (Rochdale Town Centre Strategy. Proposals Map)」が出されている—、小売事業者からの商業施設建設の申し出があると、市当局は開発計画に基づいて自己の調査と判断で出店の是非を決定する。そこで、この判断に当たっての若干の論点について次に述べることにしよう。

(一) 消費者協同組合の出店にともなう中小小売業者との利害調整

店舗の出店の是非を判断する基準は、市の都市計画である。当該店舗の出店が市の都市計画上必要であり、それが市の利益となると判断されれば出店が認められるし、そうでなければ出店は拒否されることになる。出店は、このように商業的な利害関係から離れ、市の都市計画上の必要性からのみ判断されるので、消費者協同組合の出店申請は、中小小売業者からの反対があっても都市計画上必要と判断されれば認められることになる。ロッチデール都市中心部計画の小売商業施設ゾーンへの投資は奨励されているので、消費者協同組合の出店申請があれば許可されることになる。⁽¹⁸⁾

(二) 同一小売商業施設ゾーンに対する消費者協同組合と流通資本の併願の場合の調整

イギリスにおいては各種協同組合と他の事業者は区別されないので、小売業分野においても、同等の条件のもとで

競争がおこなわれる（ただし、製造業やサービス業の協同組合の設立には若干の資金的援助がCDA [Co-op Development Agency] によりおこなわれている）。そこで出店の場合においても、協同組合か株式会社かは出店許可の判断基準となることはない。開発計画の当該小売商業施設ゾーンが市所有の土地の場合には、店舗面積と設計、用地の買収価格、駐車場の規模、店舗の営業時間、さらには開発利益（道路の拡張、図書館の建設など周辺地域の開発への寄与分）など条件となるものを明らかにした上で消費者協同組合と流通資本とが入札に参加し、その結果により市の最終決定がおこなわれ、開発が許可されることになる。土地が私有地である場合には地主との契約の問題となるが、この場合でも地主は開発許可 (planning permission) を取らなければならず、その申請に当たって市当局との間で駐車場、従業員の厚生施設などの詳細計画について交渉をおこなう必要がある。合意に達すれば開発許可がおりるが、八か月経過しても合意にいたらない場合には、不許可とされる場合がある。地主はこれを争ってロンドンにある機関に不服申し立てをすることができ、公聴会が開かれ、独立の検査官 (Inspector) が最終決定をおこなう。検査官が市もしくは地主が合理的とはいえない姿勢で臨んでいるとみなすと、公聴会開催費用を負担させられることになる。⁽¹⁹⁾

以上出店規制について述べてきたが、最後にユナイテッド・ノーウエスト協同組合における出店計画についてみておこう。同組合では店舗の開発はいくつかのマネージメント・チームが分担しておこなう。出店候補地が明らかになると、周辺地域の人口構成、年齢構成、自家用車保有率、競合する流通資本の進出の有無などが検討され、最終的決定は理事会が費用の見積りと返済計画とを検討した上でおこなう。このうち開発許可を得るために自治体の関係部局に開発計画書、設計図面等を提出して折衝をおこなうことになる。この後の経緯についてはすでに述べたとおりである。⁽²⁰⁾

第六款 関連会社

イギリスにおいて、消費者協同組合が関連会社を設立することは禁止されていない。また協同組合が協同組合を設立することも許されている。これは産業組合法二条二項が「複数の登記済み組合だけを組合員とする組合は、次の場合に本法に基づいて登記することができる。(a) 組合員たる組合の各々の理事二名および総務担当首席役員が登記申請書に署名している場合、且つ(b) 組合員たる組合の各々の組合の印刷した登記済み定款二部、および登記の対象たる組合の印刷した定款二部が、登記申請書に添付されている場合」と規定するところによる。

関連会社の例として協同組合銀行がある。これは資金を市場から調達することを目的として設立されたもので、議決権のない株式を発行しており、組合員でない人も株式を取得することができる。⁽²¹⁾ ユナイテッド・ノーウエスト協同組合の場合における関連会社を次にみておくと、同組合は六三の子会社を有し、他に協同組合形態のものが四つある。六三の子会社のうち現在も事業をおこなっているのは五つで、それ以外は休眠中である。これら五つの子会社は完全所有子会社である。そのうち代表的なものは、組合店舗の改修や装飾をおこなっているリチャード・ブラザースである。完全所有子会社の事業分野は、組合として当該事業をおこないたいがそのために会社を設立したくないと考えていた分野で、既存の会社を買収して当該分野に進出したというものである。⁽²²⁾

以上のように、イギリスにおいては消費者協同組合がなんらかの事業目的のために子会社や他の協同組合を設立することは自由であるが、「親会社—子会社」というのは資本の側の組み立てかたであり、協同組合の考え方からいうと「違和感を感じる」という意見もある。⁽²³⁾

注

- (1) 模範定款は、Co-operative Union LTD, General Rules for an Industrial and Provident Society, 10th Edition, 1986による。
- (2) この傍線部の文言は、Bell Houses Ltd v. City Wall Properties Ltd (1966) QB656事件における会社の目的についての裁判所の判決に基礎をおくものである (Snath, *ibid.*, Ch. 11, p.11)。
- (3) 事業の概要は、United Norwest Co-operatives Limited, Annual Report and Financial Statements, Year Ending 23rd January 1993による。
- (4) 一九九四年三月二一日、イギリス協同組合連合会ヒアリングによる。
- (5) 一九九四年三月二三日、イギリス協同組合連合会議事事務局ヒアリングによる。
- (6) CRS資料による。
- (7) ユナイテッド・ノーウエスト協同組合の場合は、店舗の顧客の一／三が組合員であろうと推定しているとのことであった(一九九四年三月二二日ヒアリング)。
- (8) 一九九四年三月二一日イギリス協同組合連合会ヒアリングによる。
- (9) 一九九四年三月二一日イギリス協同組合連合会ヒアリング、同三月二三日ユナイテッド・ノーウエスト協同組合ヒアリングによる。
- (10) 以上で述べた酒類販売の規制については、一九九四年三月二一日ロッチデール市役所ヒアリング、三月二二日ユナイテッド・ノーウエスト協同組合ヒアリングによる。
- (11) 以上で述べた日曜営業の規制については、一九九四年三月二一日ロッチデール市役所ヒアリング、三月二二日ユナイテッド・ノーウエスト協同組合ヒアリングによる。
- (12) 制限的取引慣行法三二条は、卸売協同組合についての定めであって、産業組合 (industrial and provident society) とは、(a) 商品の生産または供給、役務の供給もしくは商品に対してなんらかの製造工程を加えることを事業としておこなっていること、(b) その持分 (shares) の全部もしくは大部分が産業組合により保有されていること、(c) それが小売組合もしくはその持分の全部ないし大部分が小売組合により所有されている組合であることという要件をみたすときには、事業者団体 (trade association) もしくは役務供給団体 (services supply association) とはみなさないと定める。CWSは卸売と小売の双方を事業とした、他の消費者協同組合により所有されている組合であるから、この要件をみたすのである。

- (13) 本件については、一九九四年三月二日消費者協同組合連合会ヒアリング、三月二三日消費者協同組合連合会議事事務局ヒアリングに基づいているが、次の文献で補ってある。Richard Whish, *Competition Law*, 3rd. Ed. 一九九三年、p.148. なお、本件判決は一九九一年にだされたものであること、適法とされた内容は、CWS が定款で「加盟組合に対してのみ排他的に供給する」と規定することであると、同上ヒアリングで聞いている。
- (14) 一九九四年三月二三日消費者協同組合連合会議事事務局ヒアリングによる。
- (15) ロッチデール市役所作成資料 *The National Policy Context : Planning Policy Guidance Note 6-Town Centres and Retail Developments* によるが、Department of the Environment Welsh Office, "Planning Policy Guidance : Town Centres and Retail Developments" 1993 の前文中にあるガイドラインの内容の要約により補充した。
- (16) ロッチデール市資料「ロッチデールにおける商業—我々の研究成果：商業施設問題白書 (Retailing in Rochdale—Our Research : Shopping Issues Paper)」1990, pp.1-25.
- (17) これら都市はいずれもマンチェスター北方の都市で、行政区画としてはグレイターマンチェスター (Greater Manchester) に含まれる。
- (18) 一九九四年三月二日ロッチデール市役所ヒアリングによる。
- (19) 一九九四年三月二日ロッチデール市役所ヒアリングによる。
- (20) 一九九四年三月二日ユナイテッド・ノーウエスト協同組合ヒアリングによる。
- (21) 一九九四年三月二日消費者協同組合連合会ヒアリングによる。
- (22) 一九九四年三月二日ユナイテッド・ノーウエスト協同組合ヒアリングによる。
- (23) 一九九四年三月二日友愛組合登記所ヒアリングによる。

第四節 行政—協同組合と政党の関係

(一) 序説

イギリスにおいては協同組合党 (Co-operative Party) が、一九一七年に協同組合主義者 (Co-operators) を国会に送り込む目的で設立され、一九一八年にアルフ ウォーターソン (Alf Waterson) 氏を最初の議員として送り出して以来、労働党との統一一派のもとで、イギリス協同組合運動の「公の政治部門 (the official political wing)」として今日まで国会議員を送り続けている。下院に一四名、上院に四名の議員がおり、また地方議会に四〇〇名以上、EC議会にも四名の議員を送っている。

(二) 協同組合党の理念

協同組合党は、(1)協同組合運動の利益を擁護し、(2)協同組合原則の社会へのより広範な浸透を促進し、(3)選挙で勝つるために労働党と共闘するものであって、最終的には「協同組合国家 (Co-operative Commonwealth)」を建設することをめざす政党である。⁽¹⁾

協同組合原則の社会へのより広範な浸透という点からいうと、イギリスにおいて協同組合原則は、(1)事業哲学 (business philosophy) 以上のものであって、それは(2)よりよき社会建設の基礎となるものにとらえられている。(1)については、協同組合は、イギリスにおいては一大事業体であって、協同組合価値 (Co-operative values) の社会における実現に尽力している。例えば、CRSは一九八五年以来その社会的目的の実現に向けた活動を自己評価するための白書 (Social Reports) を継続して発行しており、協同組合銀行 (Co-op Bank) は倫理基準を有する銀行 (ethical banking) として最初の銀行であった。またCWSは「環境のための協同組合人 (Co-operators for the Environment)」運動およびコープ看護基金 (Co-op Care Grants) をはじめた。協同組合の店舗は競争者の店舗と同じだけすぐれており、またその商品は卓越したものである。さらに保険事業や住宅事業でもすぐれた成果をあげている。

(2)については、協同組合原則は、よりよき社会建設の基礎であり、いずれかの日には協同組合原則にしたがって完

全に組織された社会である協同組合国家を建設する基礎となるものであると考えられている⁽²⁾。

(三) 協同組合党の活動

協同組合党は、国会において、また欧州議会においても協同組合運動の利益を守り、その伸長をはかっている。消費者協同組合連合会は一八八〇年に議会委員会 (Parliamentary Committee) を設置してロビー活動を開始したが、それは最も早くに設置されたロビー活動組織の一つであった。一九〇七年には議会担当者 (Parliamentary Secretary) をおき、本格的に活動を開始している。議会委員会は消費者協同組合連合会の専門委員会であって、協同組合党との協同のもとで、協同組合運動に対しては政府の政策についての情報を伝え、また政府にたいしては運動の事業方針がよく理解されるように働きかけをおこなうものである。

協同組合党は、国政レベルでは日曜営業、保険料課税 (これは保険料に課税をしようとする政府の方針に議員を通じて反対をした結果、充分満足のいく解決が得られたというものである)、賃金委員会 (Wages Councils) 廃止、欧州協同組合法などの諸問題、欧州レベルでは食品衛生指令 (これは消費者協同組合連合会の提案に基づくもので、消費者問題に目を注いでいる労働/協同組會議員 (Labour/Co-op MEPs) の働きかけが功をそうしたものである)、欧州協同組合法などの諸問題、地域レベルでは都市開発計画、日曜営業、住宅協同組合、労働者協同組合および信用組合の発展などの諸問題で、協同組合運動の利益を守る活動をおこなっているのである。また協同組合党は、協同組合の組合員、特に若い組合員に対する政治教育に熱心で、週末の政治学級やサマースクールなどを開催している。

(四) 協同組合党の構造

イギリスの大半の市町、場合によってはもっと小さな地域においても協同組合党の支部がある。支部の大半は組合党協議会 (Society Party Council) に加盟し、それを通じて地域の協同組合と結びつき、また資金援助も受けること

になっている。CRS ロンドンの場合には政治委員会が、またCWS ロンドン・サウス・イーストの場合には地域政治委員会が、それぞれ設けられている。

協同組合法党は、協同組合運動の一部門であり、そのようなものとして協同組合評議会 (Co-operative Congress) の年次大会の決定に服するものである。しかし、協同組合法党は自己の年次大会で政策を形成するかなりの程度の自由を有してもいる。ここにすべての加盟協同組合は代表を送り、動議と修正提案をおこない、政策文書に意見をのべる権利が保障されている。

(五) 労働党との関係

協同組合法党は、労働党との関係からみると労働運動の不可欠の構成部分と考えられている。全国レベルでは、選挙協定により、(1)協同組合連合 (Co-operative Union) が労働党の枠内で別個の政党を組織すること、(2)協同組合法党の議員は「労働／協同組合 (Labour/Co-operative)」と呼ばれること、(3)協同組合法党は協同組合運動への支援体制を組むものであることとされており、このような関係のもとにあるという意味で、協同組合法党は労働党に結合され、また地方議会レベルでも労働党と提携している⁽³⁾のである。

(六) 消費者協同組合との関係

産業組合法は、協同組合が政治献金をおこなうことを禁止していない。ほとんどの消費者協同組合は、協同組合法党への献金を定款で規定している。その場合の要件は、(1)組合が黒字決算をしていること、(2)組合員の合意があることである。献金額は組合総会で決定されるが、組合の規模により著しく異なっている。CWSは年間一三万ポンドを献金するが、一〇〇ポンドに満たない小規模組合もある⁽⁴⁾。一九九三年に、協同組合法党は四一組合から四七八五七一ポンドの献金を受けている⁽⁵⁾。

注

- (1) 別の協同組合党資料では、協同組合党は、混合経済体制における社会経済 (social economy) の拡大のために働くとして説明している。
- (2) 協同組合党資料 p.1
- (3) 協同組合党資料 p.2
- (4) 一九九四年三月二四日、協同組合党ヒアリングによる。
- (5) the Co-operative Party, Annual Conference 1994, Annual Report, pp.61-62.

おわりに

以上でイギリス消費者協同組合の現状を組織と事業を中心として、政治活動まで含めて検討してきた。日本の現状を前提にして考えると、イギリス消費者協同組合の現状には今後の日本の消費生活協同組合のあり方の検討に参考となる点も数多く見出せると思う。とりわけ、組合事業の第三者利用 (員外利用) の禁止、事業区域規制、事業の種類制限などの事業規制についてイギリスにおいてはすでに規制が存在しない点、日本において、これら消費生活協同組合法上の事業規制の改廃を考えるにあたって参考となるであろう。公正かつ自由な競争のおこなわれる市場経済の建設を、「消費者の相互扶助組織」のはたす役割を重視する観点から、流通分野においてもはかることが今日の日本の経済社会にとって一つの重要な課題であることは明らかである。このことを踏まえるならば、今日、これら事業規制を原則として廃止することにより、消費生活協同組合の事業活動を一層の自由と自己責任のもとにおくことが必要であるということになるであろう。